

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第29回）

議事録

日時 令和4年2月21日（月）10:00～12:00

場所 WEB 会議（傍聴場所：西之丸会議室）

出席者 構成員

小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学大学院教授	副座長
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	

オブザーバー

浅岡 宏司 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室主査

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護室

議題 (1) 名古屋城本丸御殿等の防火対策について
(2) 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について

報告 (1) 表二の門附属土塀の雁木の調査について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 建造物部会（第29回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日はご多用の中、第29回建造物部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置の延長受け、今回もオンライン会議を採り入れた開催といたしました。皆様には、開催に向けてご協力をいただき、誠にありがとうございます。本日議題といたしますのは、名古屋城本丸御殿等の防火対策と、名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業の2件です。名称名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業については、前回の部会でいただいた意見を基に、先日資料を取りまとめ、文化庁へ提出いたしました。今回は第5章整備設計について、作成したものです。内容についてご意見をいただき、資料を固めていきたいと考えています。そのほか、表二の門付属土堀の雁木の調査について、1月25日に開催した石垣・埋蔵文化財部会でご議論いただいた内容について、ご報告いたします。限られた時間ではありますが、皆様から貴重なご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。本日も、よろしくお願ひいたします。</p> <p>3 構成員、事務局、オブザーバーの紹介</p> <p>4 今回の議事内容</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第、出席者名簿がA4で1枚ずつです。本日、資料が3種類あります。資料1が、名古屋城本丸御殿等の防火対策についてで、A3で3枚の後に、A4縦が1枚の構成となっています。資料2が、余芳の移築再建事業についてで、A3冊子で右肩は全て資料2ということでもとめてありますが、下にあるページ番号では、最終ページが75ページまでの資料になります。資料3として、表二の門の雁木の調査についてで、資料3-1から3-3まで、3枚の構成です。</p> <p>それでは、ここから先は議事に移っていききたいと思います。進行は、小湊座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願ひします。</p>
	<p>5 議事</p> <p>(1) 名古屋城本丸御殿等の防火対策について</p>
小湊座長	<p>それでは資料について事務局からご説明いただいた後、構成員の皆様からご意見をうかがいたいと思っております。まず、議事(1)名古屋城本丸御殿等の防火対策について、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>こちらは、令和元年10月の首里城の火災を受け、私どもとしては改めて火災の恐ろしさを知るとともに、名古屋城総合事務所として万が</p>

一火災が起きた際には人命、そして文化財を守らなくてはならないと、そういった意識を強く持ったところでは、また、万一火災が起きた場合、消防車が到着するまでの間、迅速な初動態勢を確保できるように、消火器の増設や、本丸御殿内に新たに常駐の夜間警備員を1名配置するなど、設備の強化、人的体制の拡充を図るとともに、夜間を想定した訓練などを実施しています。議会のほうから、本丸御殿を焼失してしまわないよう、防火対策、とりわけスプリンクラーの設置について検討するよう、指摘されています。

本日は本丸御殿、隅櫓等の消防用設備等について、現状をご説明し、現在、観光施設としても来場の皆様に楽しんでいただいている本丸御殿や隅櫓にスプリンクラーの設置など新たな防火対策の実施が必要かどうか、検討が必要かどうか、そういったところのご意見もいただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは資料を簡単に説明します。資料1-1をご覧ください。本丸御殿及び隅櫓に係る消防用設備等設置基準です。消防法施行令において、防火対象物の用途ごとに必要な消防用設備等について設置基準が定まっています。防火対象物としての本丸御殿、隅櫓等に必要な消防用設備等について、表にまとめています。表をご覧くださいと、本丸御殿、隅櫓については施行令の中で博物館等に用途が指定されています。隅櫓、表二の門、旧二之丸東二之門は、用途として重要文化財等に指定されています。こういった用途に基づいて、以下に必要な消防用設備等の設置基準が書いてあります。本丸御殿、隅櫓等ともにこの基準に基づいて消防用設備等の設置を行っています。

続いて、資料1-2、本丸御殿の消防設備について、をご覧ください。消防法施行令の基準に基づいて、消防用設備等を設置しています。その設備と数量を自動火災報知設備、消火設備、その他に区分して表にしました。大きな1番の自動火災報知設備については、煙感知器、熱感知器、火災報知器、炎感知器を、表にあるように、右の数量を設置しています。2の消火設備については、消火器、屋外消火栓を、右の数量の通り設置しています。3のその他として、放送設備、電話、防犯カメラも、右の数量の通り設置しています。資料右側の写真ですが、各設備をイメージできる写真を掲載しています。

資料の1-3をご覧ください。隅櫓、表二の門、旧二之丸東二之門の消防設備についてです。まず1番ですが、こちらは重要文化財である3つの隅櫓、同じく重要文化財である表二の門、旧二之丸東二之門の2つの門について、対象物概要として面積や構造を記載しています。2番、隅櫓の消防設備として、隅櫓に設置されている消火器、屋内消火設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯について、階ごとの数量を記載しています。避難器具については、横バーが引いてありますが、収容人数が設備の設置基準以下であるため、設置はしていないということです。3番は、表二の門、旧二之丸東二之門の消防設備として、2つの門に設置している設備を記載しています。右側は先ほどの資料と同様に、設備をイメージできる写真を掲載しました。

最後に資料1-4、首里城火災を受けて実施した防火対策をご覧ください。首里城の火災、また文化庁の防火対策ガイドラインの改定を受けて、名古屋城で行ったハード対策、ソフト対策をまとめました。ハード対策では消火器や電話の増設、ソフト対策では防火対策ガイドラインに基づく点検、専任の夜間警備員の人的拡充、防火訓練の実施。

	<p>消防局との協議によって通報ルールを定めたり、定期的に消防局とともに城内を点検するなどを行っています。</p> <p>簡単ですが、資料の説明は以上になります。よろしくをお願いします。</p>
小湊座長	<p>ありがとうございました。議論の焦点は、今、本丸御殿並びにほかの門などの消火設備等をご紹介いただきました。これで十分かどうかを、議論すればよいのですかね。何かご意見がありましたら、ご質問がありましたら、よろしくをお願いします。</p>
麓構成員	<p>まず消火設備ですけど、消火設備は屋内には消火器が設置されている。これは液体の消火器が設置されていて、火災の初期の段階で火を消火するのはいいと思うんですけど。復元模写の障壁画があります。障壁画に液体をかけると、障壁画はかなり被害を受けます。障壁画は紙ですから燃えやすい。当然燃えることが考えられます。液体をかけると、鎮火はできるでしょうけど、障壁画はかなりの損傷を受けますよね。そのことについて、どのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。まず火災を起こさないということが大前提になると思いますが、万一火災が起きた場合には、速やかに消火活動に移るといことが、最重要になってくると思います。万一障壁画に火がついた場合は、こちらの消火器で消火をせざるを得ないと言いますか。すぐさま火を消すため、先生のいわれるとおりに、障壁画は水によって濡れてしまうことになるかと考えています。</p>
麓構成員	<p>液体以外の消火方法というのは、まったく考えてないのか。そういうことを検討したのか。それは、どちらでしょうか。実物は知らないのですが、一般的には液体をかける消火器ですけど、美術品等に液体をかけることができなくて、ガスで消火する消火設備もあると聞いています。そういうものの検討は、されているのでしょうか、されていないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ガス消火については、火災が起きた際に消火する場所を密閉して、消火ガスボンベからガスを送り込んで酸素濃度を薄くすることで、消火するということになります。本丸御殿の場合は現在、防火扉等の施設がなく、防護区画といったものを作ることが難しい状態なので、なかなかガスによる消火設備を設置することは難しいのではないかと考えています。令和3年11月にオープンした西の丸御蔵城宝館の収蔵庫は、防護区画が作れますので、こちらにはガスの消火設備が設置されています。</p>
麓構成員	<p>それは当然なんですけど。例えば、よその重要文化財の建物に、書院造の建物で障壁画が描かれていて、オリジナルの障壁画があって、そういうものを護るために、防火区画も本丸御殿と同じでないわけですけど。よそで重要文化財の障壁画が、ある建物について、どのような消火設備を備えているかということ調べるなり、ほかの事例としてこういう方法があるということ調べたうえで、液体の消火器以外の方法はないという判断をされているのか。そのへんが知りたかった</p>

	<p>んですよね。復元模写ですから、燃えたときには、液体をかけて台無しになってもいいんだと考えるなら、それも一つの考え方も可能ないですけど。そのへんをどこまで考えて、液体消火で良しとしているのか。先ほどのように、防火区画がないのでガス消火ができない、という判断でいいのかどうかなんですけどね。</p>
事務局	<p>ガス消火については、今のところ検討したことがないです。ほかの事例なども、一度研究をしたいと考えています。</p>
麓構成員	<p>それは、ぜひ考えていただきたいと思います。先ほど、議会のほうからスプリンクラーの設置ということもいわれた、とありました。スプリンクラーの設置は、今のところこの計画では考えていないと思いますが、それは障壁画があるからだと思うのですよ。天井の意匠もそうですけど。天井の意匠を、室内意匠を損ねないということもあるし、障壁画もあるし。御殿にはスプリンクラーの設置はふさわしくない、という方向にもっていかないといけないと思うんですけどね。そのときに、液体をかけて障壁画が傷んでもいいという判断をすると、消火器ではなくて、スプリンクラーのほうがいいのではないの、といわれたときに困ると思うんですね。そのへんもあって、お話ししました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。先生のいわれるとおりでと思いますので、一度研究をさせていただきたいと思います。</p>
麓構成員	<p>はい。</p>
小湊座長	<p>ありがとうございます。今、スプリンクラーの話が出ましたが、私も同感です。スプリンクラーというのは、基本的に閉鎖空間で人命の確保のために使われるものだと思いますけども。こういった文化財があるところに、水スプリンクラーが適切かどうかということですね。ただ、もう一つ、よく駐車場にあるガスのスプリンクラー。ガスが充填する。炭酸ガスですか。そういうような消火設備もあるようですけど。私もあまり詳しくは知らないのですが。ただ、水スプリンクラーは、問題はもう一つ、誤動作があるんですね。誤動作によって水が噴出して、障壁画や、ほかのものに被害を与えないかということで。そういった意味で、スプリンクラーはメンテナンスの折に、時々誤動作することがあるところに非常に注意をしているわけですね。もう少し事例を、美術館とかそういうところの事例を調べて、最適な消火設備にさせていただきたいと思います。</p> <p>ほかに、ご意見はありますか。小松先生、お願いします。</p>
小松構成員	<p>水消火器ということですけど、水だけで消せる火災以外は、想定されていないということでしょうか。もう1点は、煙について何も出てこないんですけど、排煙などは考えていないのかということを確認したいと思います。</p>
事務局	<p>まず水消火器の話ですが、基本的には水で消火できる火災を想定して、初期消火で消せるようにということで設置をしています。煙に関</p>

	<p>しては、本丸御殿の構造上、すぐに排煙できるのではないかということで、排煙設備は設けていません。</p>
小瀨座長	<p>小松先生、よろしいですか。</p>
小松構成員	<p>はい、結構です。</p>
小瀨座長	<p>ほかにいかがですか。</p>
溝口副座長	<p>開館している昼間、平屋の建物なので、今拝見させていただくと、要所要所に人員が配置されているんだろうと思うんですけど。観覧者の確認のためにコーナー、コーナーに人がいる状態ですよね。そういう状態での防災の話と、夜間などの人がいない場合のという2点があると思っています。それでどういう選択をするのかというところが、先ほどの麓先生や小松先生のご質問にあったわけだけでも。どういうものを消火設備として用意しますか。そのときに復元模写に対する考え方も、ある程度はどういうふうにか考えるかというのがあったうえで、こういう選択をします、という順で論点を整理していただく必要があるのではないかなという気がしました。これはコメントです。</p>
小瀨座長	<p>ありがとうございました。ほかにいかがですか。</p>
麓構成員	<p>もう1つ。京都アニメの放火や、あるいは大阪でクリニックの放火であるとか、最近ああいう突然放火されるということが、事件として起きています。本丸御殿のような非常に目立つところで、ああいう事件が起きることも想定すべきだと思います。炎感知器は外部の放火ですけど、中でガソリンを撒いて火をつけるということもあり得ることはない。そういうことからすると、大きな手荷物の持ち込み禁止、ということも考えないといけないと思います。火災を生じさせない、放火をさせない、ということで。今は任意で大きな荷物をコインロッカーに預けるといって、任意ですよ。それを、ある大きさ以上は係員がチェックをして、必ずコインロッカーの中に入れるとか。入場の際に、手荷物の中を見せてもらってチェックするとか。そういうものが入っていないという。そういう対策も必要だと思います。</p>
小瀨座長	<p>ありがとうございます。今、麓先生がいわれたように、消火も大事だけれども、火を出さないということが、最優先で大事だと思います。火を出さないというのは、麓先生は放火の件をいわれましたが、どういう警備をするか、警備の状況にもよるんでしょうけれども。私も2、3、火災を調査したことがあります。一番の出火の原因は、電気系統なんですよ。漏電とか、そういったものが原因で出火しているのが非常に多いです。本丸御殿や、隅櫓は電源が来ているのかどうか知りませんが、電源が来ていると配電盤や、プラグコンセントのところなどが漏電して出火する。確か、首里城もそれが原因じゃなかったですか。はっきりは知らないんですけども。漏電の対策をきちんとやれば、かなりの出火が防げるのではないかと思います。その管理は、先ほどの放火の件もそうでしょうけれども、警備員の巡回や点検が大事だ</p>

	<p>と思いますけども。どういうふうになっているんですか。警備員詰め所は本丸御殿の場合は、どこにあるのですか。警備状況をお聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>警備員詰め所ですが、本丸御殿の中にあります。孔雀之間の北側のあたりに、警備員詰め所があります。こちらに夜間警備員が詰めて、定期巡回といったことも行っています。電源については、夜間においては、警備員の詰め所と自動火災報知設備の電気以外は電源をすべて落とすという対策を取っていますし、先生のいわれたとおり、コンセントについては毎日朝と夕方に、運営業務の受託者がコンセント周りの清掃を行う。燃えやすいものや、消防活動の妨げになるものがないかどうか、を確認しています。また、火気厳禁ということも徹底して行っています。</p>
小濱座長	<p>今お話のあった管理・点検が、本当に妥当かどうかというのを専門の方に一度見ていただいて、不具合があったら修正していくということ、きちんと徹底していただきたいですね。</p> <p>もう1つ、火を出さないという原因の1つに、落雷があります。落雷に対しては、本丸御殿は避雷針が付いていましたか。隅櫓なども、落雷に対して避雷針が付いていますか。どういうふうになっているか、お聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>本丸御殿、隅櫓ともに避雷針は設置しています。</p>
小濱座長	<p>了解です。一応、落雷というのは大丈夫で、しなくてもいいわけですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
小濱座長	<p>そのほか何かご意見はありますか。</p> <p>消火器のことはよく知らないんですけど、小松先生は消火器のことは、お詳しいですか。どんな種類があるのですか。</p>
小松構成員	<p>普通火災と油火災と電気火災、ABC と記号が付いているのが火災ごとの対応状況なんですけど。水だけだと、電気火災とかに対応できないのかな、と思って質問したのです。</p>
小濱座長	<p>先ほどいったように、美術館など文化財のあるところは、どんな消火設備を整えているのか、ご存じですか。</p>
小松構成員	<p>ガスの消火についてお話をされていましたが、人が避難した後は、ガスで消火するんだろうと思います。特に収蔵庫などは、人がいないことを前提にしてCO₂でやるか、イナーガスですか、不活性化ガスですか、で消火するということをやっていると思います。残念ながら、文化財をどうしているかというのは調べたことがないので。ここに挙げられているリストというのは、初期消火に対する器具になっていると思うのですが、消防ですよ。いわゆる初期</p>

	消火が終わった後は、消防隊が消防活動をすると思いますが、そこらが書かれていないのがちょっと気になったのはあります。消防隊がどういうふうに入ってきて、どこで消防活動をするのか、というのは範疇ではないのでしょうか。
小濱座長	そこはいかがですか。
事務局	消防隊については年に2回ほど、名古屋城に来ていただいて、各水利施設などの点検をしていただいて、どこから放水をするだとか、そのへんは消防隊のほうに見ていただいているというのが現状です。 実際に消防車にも中に入ってきていただいて、場所なども確認していただいています。
小濱座長	ちょっと気が付いたんですけど、屋外消火栓ですね。寺院や何かの文化財などは、自動的に出る水幕といですかね、類焼を防ぐという。本丸御殿というのは、類焼を防ぐ必要はないのですか。類焼の可能性はないのですか。そこらは、どういうふうにお考えですか。
事務局	一定程度、本丸御殿は周りの建物から距離があるということですので、延焼しないように、屋外消火栓などを使って速く消火を行うことを考えています。
小濱座長	これから木造天守ができれば、延焼対策というのも考えなくてはいけないのですか。それは天守ができてからの話かもしれませんが。
事務局	延焼のほうも、一度検討させていただきたいと思います。
小松構成員	屋内のスプリンクラーだけじゃなくて、外の自動消火設備についていわれていると思うんですけど。延焼・類焼だけではなくて、外から消すときに、自動消火するような仕組みですよ。水幕を張って。それが必要なかどうか、というご質問かと思うんですけど。そういうものがあると、消防隊が到着するまでに消火ができるのではないかと思います。そういうものの検討をされているか、されていないか、というところの質問です。
小濱座長	そういうものが必要かどうか、検討していただかなくてはいけません。ほかにご意見はありますか。
麓構成員	本丸御殿の設計の段階で、必要な防災設備を考えて、この建物の性格からいって、こういうものの設置が最もふさわしいということで、今ここに書かれているようなものが挙げられていると思います。消火最優先でいけば、もっともっと設備を付けることは可能なんですけど。そういうものを付けようとする、建物そのものにもっと配管がどんどん増えてきて、配管を付けることがそもそも本丸御殿の復元に際してふさわしいかどうかということもあって、それで屋外消火栓を今要所に設置している、という結論になっていると思うんですよ。消火

	<p>だけのことを考えると、まだまだこんな設備があったほうがいいのではないか、ということはあると思うのですが。建物の性格からいうと、設置することがふさわしくない。スプリンクラーもそのとおりです。首里城の火災の後で、すぐさまスプリンクラーがなかったから全焼したんだ、といて、日本中でスプリンクラーの設置が必要ではないか、ということも文化財でもいわれたんですけど。これは建物の性格に応じて、スプリンクラーの設置ができる建物とできない建物、両方がありますから、そういう意味で、本丸御殿は設計段階でちゃんと防災設備のことは考えて、避雷、火報、消火、すべてが設置されていると思います。一応、首里城の火災の前の計画ですけれども、必要な防災設備は整っていると。ただし、今日の議論で障壁画等のことはどうなるのかな、とは思いました。少しほかの障壁画を持つ文化財の事例等も参考にして、消火対策がこれでいいかどうか、ということを考えてもらえればと思います。意見です。</p>
小濱座長	<p>ありがとうございました。 ほかにご意見はありますか。</p>
野々垣構成員	<p>すみません、PCが落ちてしまって、再起動して立ち上げていたので、間が抜けていたので、お話にていたかもしれませんが、2点ほどお聞きしたいことがあって、ご質問させていただきたいと思います。</p> <p>1つは、設備を整えるというのは、いいと思うのです。その効果を検証するというのは、シミュレーションなどを何かやられてこの数にしたのかとか、何かそういったことで決まって増やしたのかとか。そのあたりがされているのかどうか、ちょっと気になりました。少し出ていたかもしれませんが、避雷針や、落雷などの設備というのは、特にこの中には出てこないですが、考えられて、すでに設置されているのかどうか。そういうものをちょっとお聞きしたいと思って、ご質問させていただきました。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。消火設備については、首里城の火災を受けた後も、より死角をなくす位置に設備を配置していくかたちで増設をしています。消火栓や消火器を使った訓練も行っていますので、実際に火事が起こった場合に速やかに設備を使えるように、そういったことも想定して訓練を行っています。避雷針については、本丸御殿、隅櫓ともに設置をしています。</p>
野々垣構成員	<p>そうですね、ありがとうございます。例えば消防活動の訓練とかの効果ですね。やった後、改善しなくてはいけないところが見つかったら、フィードバックして次年度にとか。そういうやり方を考えて進められているのかが気になっています。わからないので、教えてください。</p>
事務局	<p>防災訓練は、概ね2か月か3か月に1回程度行っています。その後必ず振り返りとして、訓練参加者から意見をいただいています。それを次回の訓練で反映するようなかたちで、ハード面やソフト面などを考慮しています。例えば消火器の数を増やしたり、訓練上いろいろ問題がある、もしくはこうやったほうがスムーズにいくのではないかと、</p>

	<p>という意見を採り入れ、消火器の設置だとか。当然そのときも消防当局に相談して、増強部分については考えてやっています。</p>
野々垣構成員	<p>ありがとうございました。</p>
小濱座長	<p>ほかはよろしいですか。では、意見が出尽くしたようなので。どうもご意見ありがとうございました。</p> <p>それでは、この議論について、全体整備検討会議に報告するという事で、よろしいでしょうか。ご意見はありませんか。それでは全体整備検討会議に報告するという手続きをさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは次の議題「二之丸庭園余芳移築再建事業について」、ご説明を事務局の方、よろしくをお願いします。</p>
	<p>(2) 名勝名古屋城二之丸庭園余芳移築再建事業について</p>
事務局	<p>資料2のご説明をします。資料を2ページめくっていただくと目次が出てきます。第1章から第4章までは、先の部会でご意見をいただきおり、そのご意見を反映したもので、2月上旬に第1回目の文化庁へご報告いたしました。本日の資料は、誤字等の修正を第1章から第4章は行っており、初めて第5章の遺構保護を前提とした、整備設計部分について取りまとめたものです。第4章の手水の復元の箇所については、現在まだ作成中で、3月21日の庭園部会の開催に向けて資料を整えている状況です。</p> <p>58ページ、第5章をご覧ください。二之丸庭園の整備計画において、二之丸庭園公開活用の基本方針を定めています。その中で遺構や構成要素の保護を配慮しつつ、効果的な動線を設定すること。余芳については、積極的な活用を図ることとしています。そのため、余芳の活用方針として、尾張の庭園文化を体感できる活用とし、外部からの鑑賞に加えて、特別公開等で積極的に活用することと記載しました。</p> <p>続きまして、59ページをご覧ください。余芳周辺の整備計画高の平面図です。兵舎の遺構を保護した上に、余芳周辺のピンクで着色した範囲になりますが、計画高は13.8mで計画を行っていることを示しています。あわせて60ページに計画断面図を掲載しています。凡例、オレンジのライン、遺構検出高と書いてあります。兵舎の遺構のラインを示しています。遺構を保護した上で、黒太線のラインが、現況高となっていますが、ここの高さに余芳を建築していく計画です。</p> <p>61ページをご覧ください。余芳整備の考え方をまとめたページになります。①～④のご説明をします。①です。余芳の建物配置については、近世・近代の遺構から保護層を設けた地盤、先ほどの13.8mを余芳の建築地盤として行います。②としては、余芳の部材、当初材が残っていますので、可能な限り当初材を使用して、繕い等を施して再建を行います。ただし、耐震診断を行って、補強が必要であれば、適切な補強方法を検討していきます。③として、建物屋根に降ってくる雨水の処理として、周囲に雨落等を計画して、北園池、先ほどの計画高で言うと西側南の方面に排水する方針として考えています。最後④は、活用を想定して園路からの見え隠れ部分等に電源ボックスを設置し、建物の中にはコンセントの設置を検討していきます。消防設備として</p>

	<p>は、自火報や消火器の設置を考えています。</p> <p>62 ページをご覧ください。先ほどの遺構の保護層の考え方を少し細かく説明したページになります。基本的には保護層の厚みは30 cmとしていますが、近代遺構でレンガ等を含む耐久性の高い箇所は20 cmを基本として考えています。右ページに断面図を掲載しています。一番遺構と近接している箇所で、遺構高が TP13.3m に対して、遺構保護層は20 cm、碎石 12 cmを含んでいますが、これぐらいの断面計画を考えています。</p> <p>続きまして、63 ページです。構造補強の考え方です。耐震診断を行って、補強が必要であれば、適切な補強方法を検討していきます。右側の図は、再建計画のページにも掲載していましたが、緑の着色部分が当初材です。</p> <p>64 ページから 66 ページにかけては、当初材と補足材を色分けで示しています。黄緑色が当初材を示していて、当初材に対してピンクの継木材で補足していく予定です。それ以外のブルーの着色部分は部材がない部分になります。こちらは新たに新補材で補足をしていく部位になります。また、小屋伏図、65、66 が軸組図で、それぞれ示しています。</p> <p>続きまして 67 ページです。こちらに部位ごとに修理方法を記載しています。基本的には可能な限り、当初材に残る痕跡が失われないような継木を検討していきます。</p> <p>続きまして 68 ページです。今後の余芳再建に向けたスケジュールを示したものです。あくまでも予定ですが、現在、現状変更手続きに向けた、まずはベ- スとなる復元の方針を固めている段階です。その後、来年度にかけて実施設計を予定しています。現状変更の確認が取れ次第、令和 5 年から令和 6 年にかけて、余芳の再建に進んでいきたいと考えています。</p> <p>69 ページをご覧ください。今のスケジュールを少しイメージとして図化したものになります。左上が令和 5 年度を示しています。余芳周辺を仮囲いでヤード形成して、その中で余芳の再建工事を行っていきます。左下が令和 6 年度前半で、概ねの余芳の再建工事は完了して、右上の令和 6 年度の後半にかけて余芳周辺の庭園部分、6 年度後半以降ですね、余芳周りの修景の整備に進んでいきたいと考えています。</p> <p>70 ページ以降は、今までの再建計画に基づいて図面を作成したものになります。</p> <p>説明は以上です。よろしくをお願いします。</p>
小湊座長	<p>ありがとうございました。資料の 5 章の内容に関するご意見を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
麓構成員	<p>冒頭に余芳の活用方針で、外部からの鑑賞に加え、余芳特別公開等で積極的に活用する、といわれましたが、積極的な活用というのは、どういうことをお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>具体的には、常時は外観から見るだけですが、特別な期間に関して中に入れるということを考えています。</p>
麓構成員	<p>それは、中に入れるというだけですか。</p>

事務局	現時点では具体的な、どういった活用といったところまでは、今回のご説明では割愛していましたが、建具に関しては、当時絵が描かれていた建具があります。そちらの建具を復元してはめることを想定しています。そういった建具も見ていただく。中に座って、障子腰から庭園を眺めていただくというのを体感してもらおう、というのが1つの活用イメージでした。
麓構成員	いずれにしても、外から見るだけではなくて、内部から見るという、見学。活用といっても見学だけですね。
事務局	はい、そのように考えています。
麓構成員	なぜそれを聞いたかというと。人が内部に入ることを想定した場合と、外から見学するという場合と、耐震に対する考え方が変わってくると思うんですよ。短期間であっても内部に入ることになれば、それだけの地震時における安全性というものを確保しなくてははいけない。耐震性能をどこまで満たすか、ということと関係してくるので。非常に華奢な建物ですから。内部に入って見学するぐらいのことだけのために、耐震診断をした結果、これだけの強度が必要だということが出てきた場合に、特別公開のときに人を入れて中から外を見るだけのために、非常に大掛かりな耐震補強が必要になるということがあるかもしれないですね。ちゃんと耐震性能を評価してみないと分かりませんが。そういう可能性があるのです。私はむしろ、これだけ開放的な建物であれば、中に入らなくても、常に外からだけの見学ということで、建物を完全に復元するほうが、むしろいいのではないかと考えていますけれどね。そもそも一般の人が入ってくる茶室ではないでしょう。上段の間があって、せいぜい藩主が内部から眺めたぐらいで、茶亭とはいえ、ほとんどここでお茶事を行うような建物ではないですよ。
事務局	そうですね。
麓構成員	実際、水屋もないし。抹茶であれ、煎茶であれ。抹茶ではなくて、煎茶の建物だと思いますけど。それにしても水屋も全く無いので、なかなかそういう使い方もできない。だったら、中に入って見るためだけの活用、特別公開の積極的な活用、それだけのために非常に耐震性能を高くするよう要求されることになると思うので。外部からの見学だけ、つまり建物の性格が、先ほどの防災もそうでしたが、博物館施設だとか、この建物をどういう捉え方をするかによって変わってきますよね。必ずしも積極的な活用が、ふさわしい建物ではないと思うんですけどね。それは、どんな活用ができるのかを考えたうえで、今後の耐震診断、耐震性能を考えて、必要な耐震補強をするというふうにもっていくといいと思います。
事務局	ありがとうございます。今後耐震診断をしていく段階において、結果とあわせて、活用の書きぶりも考えていきたいと思っています。ありが

	<p>とうございました。</p>
麓構成員	<p>ただ、今ここに書いてしまうと、それが優先されてしまう気がするんですね。</p>
事務局	<p>そうですね。現段階ではまだこれでだしていき、というステージにはありません。もう少し、手水の検討、耐震診断等を行ってだしていくというスケジュール感で考えていますので、そのタイミングで修正というのでどうかなど。</p>
麓構成員	<p>それは文化庁の復元検討委員会とか、そういうものには関係ないのですか。その前に、こういうものを出していくとか。これは文化庁の復元委員会に出すための資料とは違うのですか。</p>
事務局	<p>この資料は、ゆくゆくは復元検の提出資料の基になっていきますので、書きすぎず、書かなさすぎず、という表現にしていく必要があると思います。ここについては、特別公開で、積極的に、という書き方がちょっと具体的すぎるかなと思います。例えばですけど、外からの鑑賞に加えて内部空間もご覧いただけるような活用、と。それは別に入らなくても見ることは可能ですので。入ることに限定しないような、内部空間も楽しんでいただく、みたいな書き方に変えてみようかなと今ちょっと思っています。</p>
小濱座長	<p>了解しました。どういう活用になるか、方法を考えていただくということで。 ほかにご意見はありますか。</p>
溝口副座長	<p>先ほどの本丸御殿は復元の建物なのでちょっと別かもしれません。麓先生のご指摘もそうなのですが、余芳は市指定文化財ですよ。名勝の構成要素で史跡、史跡はまだペンディングになっているかもしれませんけれど。そういう側面と、そのものが指定文化財、建造物のね。2つの役割、属性があって、文化財建造物としても、ちゃんと保存活用計画にいろいろ示されている項目がありますよね。先ほどの耐震の話もあれば、防災の話も、火事出たらどうするの、みたいな話もあって。それはきちんとまとめてもらう必要があるのではないしょうか。今回、この建造物部会にあって、名古屋城に係る文化財なので部会でも検討していると理解しているんですけどね。いずれにしても市の指定文化財としての保存活用計画、要するにどういう公開をしていくとか、部材の保存の在り方とか。文化財建造物としてどうなのかという検討も当然必要になってくる。公開の仕方、どの程度の耐震の強さをハードルとして設定するのかとか。それから平屋で外部にすぐ逃げられるときに、上げるんだったらどういう態勢で、どのようにするのかとか。今日のお話は基本的に、庭園遺構に対してどうかというような話と合わせて、指定文化財としてどうするのか、ちゃんと保存活用計画はどうなんですか、というところは、きちんと論点を整理していただかないと。そういうことが、きちんと立てていければ、先ほどの麓先生のご指摘にもきちんとお答えいただけることであって。それが</p>

	<p>為されていないのであれば、ちょっと片手落ちじゃないかと。それが名勝、庭園の史跡としての中での構成要素というだけではなくて、余芳が今度建ったときに、どう公開していくかという、指定文化財としての論点で一度きちんと条件を整理していただく必要がある。今日のお話だと、まったくそれが想定されていないかのようなペーパーであり、お答えなので、それはきちんとやっていただく必要があると思います。名古屋城だけに限らず、教育委員会さんの所轄なんでしょうけれども、名古屋市の指定文化財を今後公開活用をしていくうえで、どういうことかということも絡んでくるし。指定文化財の建造物としてどうするかという視点で、ちゃんと保存活用については整理していただく必要があると思いました。そのへんが今日の説明では、まだ至っていないのではないかと。文化庁の復元検討のほうでどこまで突っ込んで聞かれるのか、建造物の人間も入ってくるので。そのへんはきちんと説明できるように、お考えいただく必要がある。</p>
事務局	<p>ご意見、ありがとうございます。資料にも今後反映していきたいと思しますので、よろしく願います。</p>
小瀨座長	<p>今、溝口先生がいわれたことは、どこで議論するんですか。建造物部会で議論することなのかな。保存の条件みたいなものを、どこかで決めていただかないと、建造物部会では議論できないというようなお話かと思うのですが。</p>
溝口副座長	<p>そこをきちんと。建造物部会でも当然見るんでしょうけれども、基本的には名古屋市の指定文化財ですよね。だったら、きちんと市の指定文化財としての保存活用計画は立てていただかないといけない。それに、やっぱり史跡や名勝との関係が絡んでくるので、両方の調整は必要になってくると思いますが。公開の仕方も、どこまで人を入れるのか。それに対して建物の強度はどうなのかとか。何か事が起きたときに、どういう誘導とか、どういうふうにならぬように中の人を逃がすんですかとか。というようなソフトとハードを組み合わせた、防災の考え方を持っておかないといけない。それは名古屋城であれ、どこであれ、市の指定文化財であれば同じ。公有されているものであれば、名古屋市さんとしては絶対に考えておかなければいけないだろうとは思いますが。</p>
小瀨座長	<p>条件をはっきりしていただくということですね。 ほかにご意見はありますか。</p>
野々垣構成員	<p>数回欠席していましたので、ちょっとわからないところもあって。間違った話かもしれませんが。</p> <p>67 ページに部材実測図というのが載ってます。へ通り軒桁の例が挙がっています。この部材実測図というのが、すべての部材について調査した報告書というか、まとめたもの、例えば寸法切りというか、ちゃんと縮尺の付いた図面というのは、すべての図面について取っておられるのかどうかを知りたかったんですけど。それが1点。</p> <p>それと、その前の64 ページ、65 ページ、66 ページあたりに、当初材と継木材と補足材が色分けされていますけれども。造るにあつ</p>

	<p>ではこういうかたちでいいと思いますが、公開にあたって、継木材、補足材、本来の当初材との区別が、後から見た観覧者がわかるようなかたちにするのかどうか。新築が建ったかのように造ってしまうのか。文化財のもともとの部分と、それ以外の部分とがわかるように明示するかたちで展示できるのかどうかを考えているのか、知りたかったので教えてください。</p>
事務局	<p>1 点目ですが、すべての部材について図化しているのかというご質問については、当初材と判断された部材については丁寧に図化しているところです。</p> <p>2 点目の 64 ページからの資料で、公開にあたって継木材、補足材についてわかるようにするかということについては、そこまで検討が及んでいません。類似事例といますか、こういった繕いを行って整備されている文化財について、そういった整備をする事例があるのかを調べてみて、今後検討したいと思います。</p>
麓構成員	<p>それについては、市指定文化財といえども、国指定文化財の修理に準じるかたちでやっていただきたいと思います。建造物修理の基本的な修理の仕方がありますので、それに従ってやってもらいたいです。</p>
溝口副座長	<p>今のことに追加して、教育委員会の方もいらっしゃるので。そういう点では非常に市の指定文化財の修理等に関する意識は、名古屋市指定に関しては、あまり高いとは言えないと思っています。途中でも文化財としての修理の妥当性等について、きちんとチェックをしながら進めていただかないといけないです。その記録を、事前事後も含めてきちんと残していただかないといけない。先ほどお話したけれども、史跡であり、名古屋城の中にあるということはもちろんですけども、余芳そのものが指定文化財であるという点から、どのような保存活用方法をするのか、という視点で必ずいろいろなことを進めていただきたいということです。</p>
小濱座長	<p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>ちょっとお聞きしたいのですが。基礎の図面がありますが、ベタ基礎コンクリート厚 15 c m、周囲は 20 c m と書いてありますが、鉄筋は入っているんですか。鉄筋コンクリートと書いてないから。鉄筋は入れるんですよね。</p>
事務局	<p>現時点では、その想定ですが、診断をしてみた結果で、ここらへんは多少変わってくるかと思います。</p>
小濱座長	<p>どちらにしてもベタ基礎にされるなら、鉄筋を入れないと割れますから。鉄筋はどうしても必要だと思いますがね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
小濱座長	<p>それと、補修の考え方というところで、いろいろ継木をやるというんですが、継木もそう簡単にできるものではないので。67 ページに、</p>

	<p>梁の継木は金輪継ぎが多いのですが、柱の継木が問題なので。特に柱頭部の継木は本当に実現可能かなど、危惧しているのですが。そのためには、いわゆる木材だけでなく、もう少し当初材を欠き込まなくてはならないとか、あるいは金物で補強しなくてはならないとか、そういうこともあると思います。そこらは十分に具体化を、実施設計のときに考えていただきたいです。</p>
事務局	わかりました。
小濱座長	<p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>私は構造が専門ですが、見た感じでは非常に柱も華奢ですから、麓先生がいわれたように、現在の既存の耐震性等を確保できるかどうかというのは、非常に問題だなとは思っています。それはこれから設計の段階に入ってからいろいろ、皆さんでご議論していただきたいと思います。</p> <p>ほかによろしいですか。小松先生、よろしいですか。ご意見ありますか。</p>
小松構成員	<p>建造物と直接ではないのですが、外構周りの植栽が、69ページですかね、令和6年度ぐらいから植栽がされている絵になっていますけど。ここらの植栽については、当初というか、余芳が建った頃の植栽を再現していると考えてよろしいですか。茶室は立地を考えて採光などを工夫していると思いますが、あまりにも違う植栽をされると、室内の光環境がだいぶ変わってしまうのかな、というところが考慮されているのかどうかを確認させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>植栽については、余芳周りの植栽は、基本的には二之丸庭園を描いた絵図、御城御庭絵図の中に、どんな樹木が生えていたかがある程度記録されています。それに基づいて、極力再現をしていきたいということで、ここに書いてあるような樹種を選んでいきます。</p>
小松構成員	<p>たぶんと言うか、移植してくると思うのですが、移植してから本来の樹形になるまで10年ほどかかると思いますが、そういう経過の中でも、あまり見苦しくないというか、建物がちゃんと見えるような形を維持していただきたいと考えています。</p> <p>それと観覧の動線ですけど、例えば障害を持った方とかを想定した動線計画はできているのですか。</p>
事務局	<p>まず、最初のご意見でした樹木の大きさですけど、樹木は当然のごとく成長していきますので、でき上がったその時に一番いい状態にしてしまうと、そこから大きくなっていってしまいますので。あまりにも小さいものはいけません、少し将来を見越したようなかたちで植栽計画をしていくべきかなと考えています。</p> <p>観覧動線の計画ですが、これについてはお庭全体として考えています。こういったいわゆる大名庭園や日本庭園といった、すべてのお客様の動線をバリアフリーという、ちょっといいすぎですけど、歩きやすい通路にするというのはなかなか難しいかなとは思っていま</p>

	<p>す。余芳だけの話ではないのですが、お庭の中のメインのところだけはなるべく多くのお客様にご覧いただけるような、そういう配慮をした動線計画にしようと考えています。</p>
小松構成員	<p>ありがとうございます。</p>
小濱座長	<p>ほかにご意見はありますか。先ほど名古屋市指定文化財云々という溝口先生のご意見があったので、名古屋市の文化財保護室の方、何かご意見はありますか。</p>
文化財保護室	<p>保存活用計画のお話があったかと思います。今、文化財保護室では、保存活用計画を必ず作りなさいということにはしていません。今回の話の中で最終的に、名古屋城さんが保存活用計画を作るかどうか、というところを一度ご検討いただきたいと思っています。</p>
溝口副座長	<p>保存活用計画を作れといったわけではないです。文化庁から出ている目次に防災の話や、避難、耐震をどうするかなど、いろいろ検討すべき項目が挙がっているわけです。それぞれに対して、どういう対応を、大枚な冊子として作れとっているわけではない。その項目を見ていただいて、これについては検討してあるよね、これについてはソフトの部分だから管理など今後検討です、など、全部決まってくなくてもいいんですけど、何を考えておかななくてはいけないか、という項目が全部挙がっている。それは名古屋城事務所さんがやられるのか、それを組織上は教育委員会さんがチェックされるのかもしれないけれど、きちんと、どういう項目について考えておかななくてはならないことというのを、一度見て、整理してくださいとっているだけです。大枚何百枚の分厚い計画を立ててくださいと言っているわけではなくて、そこに書いてありますよ、という整理をしてください。そうすると、麓先生のご質問や、避難のときどうするかなど、公開の仕方をどうするかというお話がありましたが、そういうものは書いてあるので、教育委員会さんと名古屋城できちんとそれを見ていただいて、論点を整理していただければいいというだけです。本丸御殿のほうもそうですけれど、それを見ていただければ、今日いろいろ出てきたことが、どういうものかを考えていけばいいのかという項目は、そこに挙がっていますよ、ということをお伝えしたかっただけです。そのへんは文化財保存調査会のこともあるでしょうから。少なくともそこを一度見ていただいて、何が必要なかを整理してください、ということをお願いしているだけです。意見です。</p>
文化財保護室	<p>今後、名古屋城さんとも、溝口先生がいわれたことについて調整していく必要があると思います。よろしくお願いします。</p>
小濱座長	<p>ありがとうございました。よろしく、整理のほうをお願いします。 ほかにご意見はありますか。ご意見ありがとうございました。この余芳の件については、どういう扱いになるのですか。今日議論した結果は。</p>

事務局	<p>今日いただいたご意見は、当然資料に反映させていただきます。手水鉢なり、いわゆる石造物関係の部分を庭園部会とあわせて付け加えさせていただきます。最終的には次回の文化庁との協議の資料として一つにまとめようと思っています。その段階で、またご覧いただきたいと思っています。先ほどから、溝口先生がいわれている、市の文化財としての考え方ですが、昨年の春から夏ぐらいの頃に西の丸会議室でお話していた内容です。お庭の中の余芳として、文化庁へ協議を申し上げるのと同時並行というか、ちょっと後になると思いますけれども、市の文化財の委員会にも当然のごとお話をさせていただきます。その流れで今後進んでいきたいと思っています。</p>
小湊座長	<p>わかりました。それでは余芳の件については、以上でご意見を賜ったということで。</p> <p>以上で本日の議事のすべては終了となります。進行を事務局にお返しします。よろしくをお願いします。</p>
	<p>6 報告</p> <p>(1) 表二の門附属土塀の雁木の調査について</p>
事務局	<p>座長、ありがとうございました。</p> <p>本日は議事のほかに報告題として、表二の門の雁木の調査についての報告をさせていただきたいと思っています。これについては、内容がトレンチ調査のことになるということで、石垣・埋蔵文化財部会でご意見をいただいたものです。それでは、学芸員の大村から資料をご説明します。</p>
事務局	<p>表二の門附属土塀の雁木の調査について、今回のご報告では発掘調査に向けた概要と、報告の最後にこれまでの全体整備検討会議、部会でいただいたご意見をご報告します。</p> <p>まず調査の経緯についてですが、建造物部会にて名古屋城表二の門等保存修理方針を検討した際に、大規模修理とあわせて近世の姿に復するため、土塀背面の雁木の復元についても検討を行うように、とのご意見をいただきました。これを受けて実施を計画しているのが、本発掘調査となります。</p> <p>次に表二の門の雁木について事実整理をしますと、金城温古録に記載があるほか、江戸時代前半の絵図から離宮期の図面まで様々な絵図に描かれており、近世の頃に存在していたのは間違いないと思われます。ただし、現状では土塁となっており、資料の図2に載せた昭和15・16年頃に撮影されたガラス乾板では、すでに土塁になっていることが確認できます。これらから、表二の門の雁木は近代に撤去されたものと想定しています。</p> <p>続いてこれまでの調査成果として、昨年度に実施している史料調査についてご説明します。史料調査では、絵図に描かれた表二の門の整理を行っています。成果としては、大正4年までの絵図には雁木が描かれており、大正8年以降の絵図には、どれも描かれていないことが明らかになりました。しかし、表二の門を描いた絵図を比較してみると、それぞれで雁木の段数が異なっていたり、簡略化して描かれてい</p>

たりと差異が見られ、雁木の描写が軽視されていたことが考えられます。このため、数々の雁木を描いている絵図であっても、それぞれが過去のもをトレースして描いているだけで、実際には取り払われていた可能性も想定できます。こうしたことから、絵図のみでいつ頃に雁木が撤去されたかを特定することは困難といえますが、大正4年から8年という時期は1つの目安になるかと考えています。また、絵図の整理から見えてきた大正4年から8年という1つの時期ですが、この頃の名古屋城は宮内省によって管理されていました。その当時に行った工事の記録が今も残されていて、調査によって表二の門は計4回の修理工事を実施していたことがわかっています。ただし、この宮内省の記録には工事の事項などが記されているのみで、具体的な工事内容については不明となっています。これまでの史料調査からは以上のことがわかってきましたが、表二の門における雁木がいつ頃に、なぜ撤去されたのかは未だ分かっておらず、雁木の復元を検討するにあたっては様々な情報を少しずつ積み重ねていく必要があると考えています。

続いて2ページ目をご覧ください。ここからは表二の門の発掘調査についてご説明します。こちらの発掘調査は、先ほどご説明しました史料調査とは別の目的で、異なる視点から検討を行うものになります。調査の目的としては、雁木復元の可能性を検討するため、地表下、石垣面に残る雁木痕跡を確認することを主として計画しています。(2)では、来年度計画している発掘調査に向けた事前調査を今年度3つほど実施しましたので、その成果を簡単にご説明します。まず、3次元計測による雁木事例の断面比較についてです。表二の門で雁木の調査を計画するにあたって、現状の土塁斜面のどのあたりに雁木が位置していたのかを想定するため、城内の事例との断面の比較検討を行いました。結果としては、二之丸東二の門と東北隅櫓の石段のどちらも表二の門の現地表面より上に雁木のラインが通り、数値としては0.3mほど、ちょうど1段分上となることが明らかになりました。このことから、現地表面の下に雁木が埋まっている可能性は低いと考えています。次にビデオスコープを用いた雁木の背面構造の調査を実施しました。調査対象としたのは東北隅櫓の石段で、石材の隙間にビデオスコープを入れて石段の背面を確認しました。その結果、多くのポイントで、石段の背面に径15cmから30cmほどの礫を確認したため、栗石層を持つような背面構造の可能性を考えています。3つ目ですが、雁木に付随した加工痕の観察を表二の門で行っています。経緯としては、雁木の発掘調査が過去に行われている金沢城と津山城で、雁木に接する石垣面で加工が施されている事例が報告されています。これを受けて名古屋城の表二の門の石垣を観察したところ、土塁との接地部分で他の部分と異なる加工痕を2か所ほど確認しています。こうした加工痕も雁木を検討する要素になると考えています。

続いて3ページ目です。今年度様々な事前調査を実施しましたが、雁木の復元性を検討していくためには、発掘調査によって雁木の痕跡を直接確認する必要があります。発掘調査の具体的な目的を挙げると、雁木の遺構として土塁の斜面部では栗石や介石、裾部では雁木の最下段や介石などが考えられ、ここから雁木が設けられた範囲が特定できればと考えています。また、このほかに雁木に付随した加工痕や土塁の残存状況の確認も目的として想定しています。次に発掘調査の調査

	<p>位置について、現在の案をご説明します。表二の門では周辺で過去に2度ほど発掘調査を行っていきまして、特に参考になるのが令和元年度の試掘調査になります。この調査では表二の門の脇塀控柱を発掘調査していて、その際に深さ約0.9mから鉄製のボルトを伴った控柱の下端を検出しています。このことから、現在の控柱は近代以降に改修されたものと考えられ、その周辺についても改修工事の影響を受けていることが考えられます。また、周辺の工事記録を見ると、昭和59、60年度の表一の門の石垣修復工事において、表二の門の木柵の撤去、復旧工事を行っています。その際に東側の土塁を大きく掘削していることがわかっています。こうした過去の発掘調査や工事記録、また先ほどご説明した事前調査を踏まえて、調査区は雁木と接していたと考えられる石垣面に沿うように設定し、土塁の斜面部を覆うような範囲で最大4か所、計15㎡ほどを想定しています。最後に調査方法ですが、発掘調査は調査研究センターの学芸員が担当し、人力の掘削によって近世遺構面までの検出を行う調査を想定しています。</p> <p>資料の説明は以上になりますが、本報告については、昨年11月の全体整備検討会議、また1月の石垣・埋蔵文化財部会で議題として挙げさせていただいています。その際、委員の先生方からは、全体整備検討会議では、絵図資料の検討を引き続き行ってほしいというご意見をいただいています。また石垣・埋蔵文化財部会では、斜面での発掘調査となるので、表土の除去方法に注意してほしいということ。また雁木の基部を検出するためには、調査区を広くしたほうが良いということ。発掘調査を行った後の保全の観点から、埋め戻しについても注意をする必要がある、というようなご意見をいただいています。これらを受け、3月に議題として挙げさせていただく予定の全体整備検討会議では、一部この資料を修正する予定です。今回配布させていただいた資料は、修正前のものになりますが、具体的な修正箇所としては、発掘調査の範囲について各調査区で幅と長さを1mずつ拡張することを考えています。</p>
事務局	<p>報告としては以上ですが、先生方のお気づきの点がありましたら、ご教授いただけますと幸いです。いかがでしょうか。</p>
小濱座長	<p>お聞きしたいのですが、図9に令和元年の発掘調査の例があって、かなり栗石がたくさんあるんですけども。これは発掘すると栗石がかなり出てくると思うのですが、栗石も撤去して根石まで、根石というか一番底まで発掘するんですか。</p>
事務局	<p>現状の想定としては、図9に見られるような石が斜面にどのように分布しているかを、まずははっきりとさせたいと考えています。現状では石の除去というのは考えていません。</p>
小濱座長	<p>雁木の石積みの痕跡は、それで発見できそうですか。</p>
事務局	<p>なかなか雁木自体の検出が難しいという想定でいます。雁木の介石だったり、栗石から想定していくしかないのかなと。そこから雁木の構造や範囲というのを、明らかにしたいと考えています。</p>

事務局	<p>今回は近世の遺構を確認するところまでというのが目的です。栗石とか写真に見えているような石があって、これらが後で二次的に改変されているようなものであったら、それらは除去することを前提と考えて、近世期の遺構まで把握できるということを目指して調査を行っていきたいと思っています。その時点で雁木の痕跡を何らか本当に確認できるかどうかというのは、そこは調査ですので、今の時点でなかなか想定が難しいかなとは思っています。</p>
小濱座長	<p>わかりました。それでは期待しています。</p>
事務局	<p>あとは先生方、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、今日の議題 (1) の本丸御殿の防火対策とか、この今の表二の門の雁木調査、このあたりは全体会議にお戻しします。全体会議の結果についてはまた先生方にご報告したいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>ほかに何か全体を通じて、もしご意見がありましたら承りますが、大丈夫ですかね。</p> <p>それでは本日の予定していた内容は以上です。先生方、2 時間近くにわたりましていろいろとご助言を賜り、ありがとうございます。また次回もよろしくをお願いします。それではこれもちまして建造物部会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>